

警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

奈良県人事委員会規則第十九号

警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則

警察官の任用に関する規則（昭和三十年五月奈良県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第九条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。